

預金商品説明書

令和元年10月 1日現在

商 品 名 (愛 称)	後見支援預金 (2 4)
ご利用いただける方	・ 個人の方で家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
お預入れ期間	・ 期間の定めはありません。
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ商品 (3) お預入れ金額 (4) お預入れ単位	・ 家庭裁判所発行の「指示書」の提出によるお預入れ。 ・ 普通預金 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 家庭裁判所発行の「指示書」の提出による払戻し。 ①一時金交付…入院費等の一時的な支出が発生した場合において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期交付金…自動振替等により、指定された間隔（例えば3ヵ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利 息	
付利型 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ スーパー定期1年（300万円未満）の店頭表示利率を適用します。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算します。
無利息型	・ 利息はつきません。
税 金	
付利型	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （マル優はご利用できません。） ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
無利息型	・ 利息がつかないため税金はかかりません。
手 数 料	・ 後見支援預金口座から後見人が別途管理する生活用口座へ振替える場合（自動振込含む）、または、後見人が別途管理する生活用口座から後見支援預金口座へ振替える場合の振込手数料を無料とします。
特約事項	・ 「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。
中途解約時の取扱方法	—
金利情報の入手方法 付利型	・ 適用利率のスーパー定期1年（300万円未満）は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域（例えば山口県等）の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・ 本商品は、後見制度（成年後見または未成年後見）をご利用されている方を対象とし、選任、登記されている書類が必要です。 ・ 「指示書」の交付申請は管内管轄区域の家庭裁判所で行ってください。 ・ 家庭裁判所発行の「指示書」の有効期限は3週間（初日不算入、最終日が祝日の場合に限り翌営業日）です。 ・ 総合口座でのお取扱いはできません。 ・ キャッシュカードの発行はできません。 ・ 口座取引は、本商品のお取引店のみのお取引とし、僚店取引はできません。 ・ 現金によるお支払いはできません。（管理口座への振替となります。） ・ 公共料金等の自動振替および給与振込・年金振込・その他の振込、配当金・公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング・ホームバンキング契約はできません。 ・ A T Mでのお取扱いはできません。
付利型	・ 付利型から無利息型に変更することができます。 ・ 預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
無利息型	・ 無利息型から付利型への変更はできません。 ・ 預金保険制度により全額保護されます。

萩山口信用金庫